

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

# 関西労災職業病 6月号

(通巻第98号)

関西労働者安全センター 1982.6.20 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪 315742

100円



- 針灸治療制限闘争.....  
7月強行実施を全国各地で阻止しよう！
- 労働者、住民医療に学ぶ  
全国統一フィールド合宿に参加を！
- シリーズ 職場の安全衛生を考える(第9回)..... 7  
☆雪印食品
- 闘いの中から..... 9  
☆住友電工労働者有志
- 前線から(ニュース)..... 11
- 学習のページ 労働者安全衛生法を読む④..... 16

# 針灸治療制限闘争 労働省通達ついに出て 七月强行実施を全国各地で阻止しよう!

五月三十一日、労働省より針灸治療制限に関する通達（基発第三七五号）が出され、地方労基局では七月一日実施をめざして体制作りに躍起になつてゐる。六月十五日兵庫、二十三日大阪で行なわれた局交渉では「本省の通達は正確に実施する。地方段階での運用の幅は一切ない」と答え、話し合いの余地は全くないという强硬姿勢を示している。一方、高知局を皮切りに行なわれてきた地方レベルでの闘いは、局の强硬姿勢を打ち破るべくし烈を極め、兵庫においては、県下各監督署に対して早朝より連日抗議行動が展開されている。この問題にかける労働省の意気込みは異例のものであり、地方段階での闘いを全力でとりくんでいく必要がある。

## 針灸治療のみの場合は

### 一年で症状固定

通達は原則として医学的に治療効果のないものに対するのみ針灸治療を認め、針灸治療を最終治療であることを明確に位置づけた。治療期間については最高九ヶ月とし、初療から六ヶ月の時点で診断書を再交付さ

せ、九ヶ月目には医師意見書と、針灸師より症状経過表（注一）を提出させ、労基署が症状調査をした上でなお針灸が必要な場合は三ヶ月を限度に延長を認めた。しかし、三ヶ月経つた時点（初療から十二ヶ月）では、たとえ症状が持続していても「症状固定」と判断し、障害補償の対象として取り扱わることになった。

原則として併用は認められないが、運動機能等の回復が期待できる場合简单にいえば、針灸のみで治療を合も六ヶ月時点で診断書を再交付させ、九ヶ月目で症状調査を行うことになつており、更に三ヶ月目の十二

## 医療と併用の場合も

### 一年で打切り

力月で針灸治療は打ち切られる。更にこの時点で一般医療を継続すべきか否かを医師に意見を求め、必要があれば受診命令による診断、専門医の診断を求めることになっている。

一般医療との併用の場合も針灸治療は一年が限度で、その時点で一般医療の継続の可否も厳しくチェックされることになる。

### 新たな疾病観で 被災者切捨てをやめよう

通達では、はりきゅうのみの場合

を後遺症に対する対処療法、併用の場合を原疾患に対する補助療法として、同じはりきゅうをする場合でも、併用するかしないかによって全く異なる疾病概念を打出してきてい

る。この概念によれば、後遺症と判断された時点で治癒あるいは症状固定となり、対処療法として行われている物理療法にもこの概念が波及すれば、被災者の早期打ち切りにつながる恐れがある。

## 現在、針灸治療を している人はどうなるか

※ 通達によれば、針灸治療を許されるのは針灸の免許を持つた人に限られ、医師による針灸治療を受けている被災者には治療費は支給されないことになる。

※ 針灸師に治療してもらっている被災者は、通達実施時点(七月一日)で、初療から三ヶ月を経過している

とみなされる。  
※ 今年七月、主治医に対しても、一般医療との併用が必要かどうかの診断を求め、針灸のみの場合と併用の場合に振りわけられる。

※ 来年一月、九ヶ月経つたとみなされ、症状調査が行われる。

※ 来年四月、針灸のみの場合は症状固定、併用の場合は受診命令で治療継続の可否を判断される。

## 全国各地で実地演習が始まる

### 高知

後、通達が本省より出され(五月三一日)、局から連絡があつたが「通達は出されたが協議の必要はない」という内容であつた。高知において

先月号で既報の通り、五月二六日、高知労働安全衛生センターが中心となり局長交渉が持たれ、局長は「中央、地方会場で反対決議があり、職場においても反対が続出しており、労基局に対する闘いは全県下に拡つて行う」と答弁していく。その

兵庫労災職業病被災者交流会と全港湾弁天浜支部が中心となり、六月一日、八日、十一日、十五日と連続して局交渉が行われた。十五日には局次長自らが「通達については運用の幅はない。既に署に配布して指示を出した。問題がおきればその時点を考える」と開き直り、事実上交渉は決裂した。

兵庫被災者交流会は、局の権力的な対応を打破すべく、翌十六日より県内の労基署に対する連続抗議行動を行ふ、「被災者の意向を十分理解するよう局に上申する」ことを約束させていった。このような必死の闘いの結果、六月十八日、局より再度話し合いとの申し入れがあり、二五日に行うこと約束した。

二五日は、兵庫県以外に大阪、東京より応援にかけつけ、全港湾は関西地本として参加し、交渉団は百人近くになつた。局次長は、最初は十五日と全く変わらない対応であったが、交渉団の鋭い追及に、①兵庫で

は通達実施後、個別問題に対しても事前に話し合ひを行い、混乱のおきないように対処する。その際、被災者の意向を尊重する。②本日の要請内容を本省に上申する。③話し合ひは継続していく、の三点を確認した。

### 大分

大分県労評、大分労働安全衛生センターを中心六月十四日、二十五日と局交渉が行われた。治療制限をするための医学的根拠を示せという初步的な質問にも答えることができず、本省に問い合わせると約束する始末であった。大分では六月二九日に、医師、被災者も含めた大規模な局交渉が予定されており、局の対応が注目されている。

本省に問い合わせると約束する始末であった。大分では六月二九日に、医師、被災者も含めた大規模な局交渉が予定されており、局の対応が注目されている。

### 大阪

六月二三日、大阪地評が中心にな

り局交渉が行われた。交渉団は八〇名以上にのぼり、局の強硬姿勢に三時間以上にも及ぶ交渉となつた。冒頭、労災管理課長は、本省の通

東京では、東京地評が労働省に交渉を申し入れたが拒否され、十六日抗議行動が行われた。神奈川、北海道、愛媛においても局に対する闘いが準備されている。

### その他

発言をし、総評と局との今までの信頼関係をたち切る気かとの質問にも

「そうなつてもやむをえない」と答え、参加者の激しい怒りを買った。

課長は同じことをくり返すのみで、業をやした参加者が、席をたつて

局長室まで押しかける一幕もあつた。

最終的には、①本日の申入れ内容を局内で充分検討する。②課長自らが本省に出向き説明する。③以上の二点の結果を必ず報告すると約束し、交渉を終了した。

大阪では大阪地評が昨年より闘いを進めており、傘下の労組にも拡がつてきている。関西労働者安全センターは、地評の闘いを下から盛り上げるために、府下十四の監督署に対する一斉ビラまき、署交渉などを予定している。

# 労働者、住民医療運動に学ぶ 全国統一フィールド合宿

7月21日～8月4日に各地で

医系学生の参加を！

7月28～30日

神奈川

港湾作業、日航労組など

7月21～24日

南大阪

労働体験、争議組合  
との交流など

7月25～30日

高知

へき地における職業病  
振動病、じん肺など

8月2～4日

大分

労働安全衛生、職場美徳  
職場環境などの調査

去年の南大阪フィールド合宿実行委員会を中心として、準備が進められてきた「労働者、住民医療に学ぶ全国統一フィールド合宿」の予定が決定した。去る六月十二日に全金田中機械支部で行われた同実行委結成集会には、全国から約五〇名の医系学生と、受入れの四医療機関をはじめとする医療連（準）より二〇名が結集し、深夜まで熱心な討論が行われた。その中で、神奈川、南大阪、高知、大分の四フィールド合宿の日程と内容が決定され、全国の医系学生への呼びかけが進んでいる。

参加申し込みは15日までに実行委参考大学サークルまたはセンターへ

南大阪フィールド合宿予定

- 21日午後3時 松浦診療所集合  
　　6時～講演（労働運動）  
　　9時～班分け討論
- 22日} フィールド活動、各労組訪問
- 23日} 24日 班別討論、総括討論  
　　午後1時 講演（医療運動）

# 医学生諸君へ

## 労働者住民医療運動に学ぶ

### 全国統一フィールド合宿へ参加しよう！

我々統一フィールド合宿実行委は、「南大阪労働フィールド合宿」「関東労働フィールド合宿」を発展させ、今夏全国の仲間に全国四ヶ所で行なわれる「全国統一フィールド合宿」を呼びかけます。

南大阪労働フィールド合宿の中で、我々はわずかの間ながらも地域労働者と共に働く中で、労働環境の実態を身をもって知り、その中で命と健康を自らの手で守ろうとする労働者の運動に触れ、労働者が自らの手で設立した松浦診療所の実践に多くを学びました。又、こうした医療運動を支え、実現している全金港合同・全港湾を中心とする労働者と松浦診療所で活躍している医師、医療従事者との交流を重ねてきました。又、昨年からは関東の医学生によって、神奈川での「関東フィールド」が始められ、全国的な輪を広げてゆきました。

そして、今年、独自に展開してきた大分、高知でのフィールドと合流し、全国四ヶ所でフィールド合宿を開催できることになりました。これら四ヶ所のフィールドには、それぞれの地域の労働者、住民が自分達の手で設立した医療機関があり、「命と健康を守る」医療を続けています。我々はこうした地域の労働者・住民を主体とした「自らの手で自らの健康を守る」医療運動に学ぶことを今回のフィールド合宿の一つの目的としています。この医療運動は労災職業病を典型とする労働・生活の中に起因する疾病的激発の中で、労働・生活の中の原因をみつけ、除去し健康を守ろうとする人々の闘いの中から生まれてきました。それは既存の医療が疾病を個人の問題に押し止め、患者を生活点から切り離し、治療しようとする傾向に対しての批判としてあります。そして、とりわけ医系学生にとってこの運動は、臓器として細分化し、診断することに主力をそそぐ現在の医学教育の中で失われがちな人間を、個体としても、社会的にも全体としてみることの重要性を教えてくれることと思います。

次に我々はこうした医療運動を可能にしている人々との交流を目的としています。この四つのフィールドにある医療運動を支えているものは、地域の労働者の運動とそれに応え、合流しようとする医療従事者の運動であるといえましょう。例えば、南大阪では、全金港合同という倒産しても労働者が工場を自主管理し、企業の枠を超えて支え合う地域的な労組の団結と闘いがあります。そして、こうした労働者の闘いに医療従事者としてこたえ、合流しようとする人々は、かってなんの身分的保障もなしにむなしくただ働きを強要されていたインターン制を廃絶し、自らの労働を自主的に管理することで、自らの権利を守り、卒後研修を保障しようとした「青年医師連

合」の世代の人々です。我々の先達は「青医連」を組織し、徹底的に闘ったがゆえに、医局講座制に依拠した医学一医療に対して、自由で批判的でありました。その後、例えば精神医療の分野でも医局講座の主導してきた従来の閉鎖的、収容所的な精神医療に対し、精神障害者と共に批判を加え、新たな開放的な精神医療を確立しつつあります。このフィールドにある医療機関で働く青医連世代の医師も、地域の労働者と共に病院医療の枠を超えた新たな医療を作り上げつつあると言えるでしょう。松浦診療所を始めとする人々の日々の実践は、我々に自分の営為、学ぶもの、身につけようとするものが「誰のための」「何人のための」ものであるのかと問うています。だからこそ我々は、それぞれの地域の労働者、医療従事者との交流が、我々に大学とは何か、「学問」とは何か、社会をどうみるのか、自分はどう生きるのかを考える契機となりうると思います。こうした先達の切り開いた医療運動は、「医師過剰」キャンペーンの中で、医局講座制の若手医師支配が強まる中で、現状に批判を抱き、変革を志す人々には一つの道標となりうると思っています。その人々の言葉、形作っている人間と人間との関係、思想、運動を我々がどのように評価し、いかに大学に持ち帰ることができるのか、そして先達の運動を引き継ぎ発展させるのかを意識的に追求することは大切なことだと思います。又、どこかおかしさ、不満を感じながらも、どうすればよいのかわからない仲間に對して、こうした運動を続けている人々は現実の変革の可能性を示す「一つの具体例」となると思います。

そして、第三に各大学個別に分散し、共に語り合うことができない大学生にとってフィールド合宿は、参加者間の交流の中で多くの貴重な経験、討論を提供できるだろうと思います。そして、ともすれば「与えられた」事だけをうのみにして放置しがちな我々にとって、こうした共通の経験を土台にして、でき合いの言葉でなく、自分の言葉で討論し、考えることができれば、非常に大きな成果であると考えています。

さあ、未来と共に作り上げていく仲間達よ！ 「労働者住民医療運動に学ぶフィールド合宿」に参加し、共に考え、語り合いましょう。

1982年5月

労働者住民医療運動に学ぶ全国統一フィールド合宿事務局

連絡先 〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号

西長堀ビル4階 関西労働安全センター内

TEL 06-538-0148

**大阪労働フィールド合宿報告集** B5版 300円  
発行部あり、センターまで

# 職場の安全衛生を考える

(第九回)

## 雪印食品

労働政策、人権のための安全無視

という人も多いことだろう。

こう紹介するのは、何もメーカーの手先になろうといふわけではなく、連)への加入問題が出るところから、今回取り上げる雪印食品のすさまじい労務政策と、その中での労働者、製品を問わない安全無視がより極立つと思うからである。

雪印食品は、雪印乳業の筆頭連結子会社であり、一九七〇年八月にアンデスマムを吸収合併して雪印アンデスマムとなり、さらに一九七六年八月、雪印食品に変更して今日に至っている。雪印食品は、雪印乳業のメーカーである。資本金二一億二四〇〇万円、従業員一九〇〇余名、六工場、七支店、二販売部、七七営業所、八直売所、売上高八〇〇億円。

近頃では、どこの家庭の冷蔵庫をのぞいてみても、乳製品がいくつか見うけられる。そして、その中の一つや二つには、必ず雪印のマークがついている。雪印は乳製品の大手メーカーで、牛乳はもとより、バター、チーズのシェアでは圧倒的な強さを誇っている。SNOWというブランド名は、人々に清潔で、さわやかなイメージを与え、スーパーの売場にならんとして思わず手がのびる、

を行い、活発な活動を行っていた。

ところがその後、上部団体(食品労働組合)への加入問題が出るところから、会社側の組合介入が始まり、七五年の全国大会で完全に組合が転覆される。そして七六年、七七年と二回にわたる、優秀企業建設のための「労使共同声明」が出されるに至るのである。そして、七〇年の合併から八年の十年のうちに、約一〇〇〇名の人員削減が達成されている。

## 活動家排除作戦



秘密組織が、人権

整理の進行は、DECという会社の秘密組織によって推し進められた。人事部長の指揮によつて、全く秘密裏に、様々な方法で組合への介入を行ひ、乗つ取りの後は、活動家へ様々な手段をもちいた退職強要が行われる(「雪とふきのとう」(門倉謙著)労働旬報社刊九八〇円が出版され雪印の陰湿な労務政策について詳しく述べられている)。

労働組合は七〇年の合併当时、ストライキや超勤拒否などの取り組み

例えは、宝塚工場の元組合役員は、ハムの製造工程についていて、仕事が終つてから主任に「ハムの中から手袋が出てきた。お前のとちがうか」と言つれた。さがしてみると置へた

## 生産性のためなり



き去り、包装紙にその日の日付をつけるといふのだ。これは労働者の告発によつてやめさせることができたが、このようなことは食肉産業ならありまえのことになつてゐると言われる。こうした事実を支えてゐるのは、本誌でもいくつか取り上げてきた食肉産業界の労務政策のタマモノと言うべきであろう。

はずの手袋がなく。つまり、ちょっと席を空つた間に細工されたのだつた。このような陰湿な攻撃は毎日のようく続けられ、一つの作業の担当になると必ずその部門で失敗をおこすようにしてしまはれる。当然、安全の担当となれば、災害が多発する、

すようにしむけられる。当然、安全の担当になれば、災害が多発する、という具合にである。そして必ずこれは秘密裏に行われるのである。結

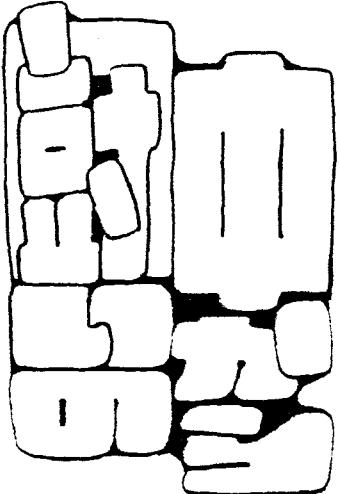
退職願を出さざるを得ないような状況におい込んでいく。そしてまた、組合活動家に対する暴力事件もひん発しており、会社側執行部の牛耳る現労組執行部に対する批判的な発言をしようものなら、集団的なリンチさえ行われる。

トダウンばかり言つてゐるので、ハムの中身である肉は減るばかりで、ハムを売つてゐるのか水とでん粉を売つてゐるのかわからない状態だといふ。消費者運動で製造年月日のごまかしが問題にされてゐるが、宝塚工場ではこんな問題があつた。大量のサラミソーセージが保存され、出荷の時に、長い間につけたカビなどをふ

卷之三

今、宝塚工場では例にもれずＱＣサークル活動が、半分をこえるパート労働者も含めて活発に行われている。秘密組織によって平氣で安全も無視する、強引な労務対策で封じ込めざるを得ない食肉業界の矛盾は、ＱＣによつてさらに個人の矛盾へと転化していく。こうというのである。

封じ込めざるを得ない食肉業界の矛盾は、Qによつてさらに個人の矛盾へと転化していくところである。



# 住友電工 差價金撤廃

# 地方委勝利命令を 勝ち取って

住友電工労働者有志 池野竹雄

五年間の長きにわたつてご支援をいただいた住電地労委闘争は、五月二七日、大阪地労委の「住友電工は申立人らの組合活動の弱体をねらつて、昇給、賞与の考課を低く査定したのは明らかである」という勝利命令を受けました。あらためて、各位に心からのお礼を申し上げます。

命令の内容について、詳しくは省略しますが、差別賃金について「昇給、賞与の考課の基準は客観的な考課が期待できるものとは認められない」と査定のあり方を会社は問われています。さらに、資本の労働者支配の道具である職務給についても、住電ではいちはやく導入し、四八ランクにも細分化したもので、とりわけ現場労働者の低賃金政策に悪用してきましたが、地労委は、格付けの合理性を認めず、各申立人をそれぞれ平均に回復させるよう命令しています。これは、職階級制度を裏打ちした職務給であり、会社は労務政策の根幹をゆさぶられたことにもなります。

さて、今回の住電地労委闘争は、労働組合が取り上げない不当労働行為を、個人の資格で申請して闘つたこと、しかも、相手が独占大企業であり、社長（七月一五日付で会長に）が日経連の副会長、関経協の会長、臨調第三部会々長の亀井正夫であるという点で、当初から注目された事件がありました。

私たちには、住電の数々の不当労働行為に反対し闘つてきましたが、地方委という機関に持ち出す闘いに踏み切った理由は、企業がはじめぐらしへた場の内側で通る理論の不正当性を問うることによって、同じ立場にある労働者に知つてもらい、連帯できるではないかという点でした。

一九七六年～七年、安全センターなど  
の支援を受けて闘われた「高松労災  
認定闘争」の勝利がそのきっかけに  
なったとも云えます。

あの闘いは、支援の人達と一体と  
なり労基署と住友電工の不当性を追  
及した闘いであり、地労委闘争はそ  
の延長線上にあります。

今日、行政司法の反動化など云わ  
れている中で、これらに委ねられた  
闘いに勝利したことは、支援団体、  
労組、労働者に支えられたことは申  
すに及びませんが、それだけ住電の  
労務政策が悪質なものであつたこと  
の証しだと考えます。

を与えると言うのであらうか。

にもかかわらず、なぜこれほどま  
でに差別し、弾圧によるみせしめの  
労務政策を取らねばならなかつたと  
いう設問が残されますが、それは、  
「アリの一穴」を恐れての行為であ  
つたとしか答えようがないのです。

今日の独占資本は盤石の様相を示  
し、労働組合は右傾化の一途をたど  
るなかで、居城は完全無欠と見えが  
ちです。しかしそれは矛盾にみちみ  
ちた土台の上にある城ではなかろう  
か。その点はむしろ資本の側こそ承  
知しているから、築きあげられた防  
波堤に、「アリの一穴」を、ことの  
ほか恐れているのであるまいか。

右に流れる本流の音を聞くなかで、  
私たちも資本の恐れるアリとなり、  
闘いの可能性を引き出すために、が  
んばろうと考えております。

分で握手を求めてくる若い労働者も  
あります。労働者は常に闘いの推移  
を期待を込め、見つめているのだと  
考えるとき、この闘いの重要性を一  
層感じるところです。

会社は地労委闘争勝利で浮き足立  
つ組合員に冷水をあびせようと、早  
速、中労委へ再審査請求(六月三日)  
をしました。「最高裁までもつて行  
つてでも決着をつける」とうそぶく  
さまは、労働者を馬鹿にした、虚勢  
としかとれません。

私たちも、今後、中労委へと闘い  
を進めていますが、関西労働者安  
全センターに結集される皆さんに、  
温く支えられ、恐れることを知らぬ  
どむことになります。たよれる皆さ  
んの知恵と力を借していただくこと  
によって、最後の勝利をかちとるま  
でがんばります。重ねてご支援のお  
願いを致し、報告にかかる次第であ  
ります。

生電資本からすれば、一万余の従  
業員の中でたつた六人はとるにたら  
ない数であり、無視してもよいはず  
であるし、大阪労組だけでも二四〇  
（）の組合員に対して、如何ほど影響

## 資本の恐れる

アリとして

## 第2期労災職業病闘争講座スタート

### —満席の盛況ぶり—

六月二十一日、大阪労働金庫本店(森ノ宮)において昨年につづき安全センター主催の第二期労災職業病闘争講座を開始した。初日の開講式には十七団体、五六名の参加と、会場は満席となり、昨年の第一期におとらず労災職業病問題に対する関心の高さを示した。

まず、主催者を代表して、榎本事務局長のこの講座の意義、あるいはこの間の針灸治療制限反対闘争の経過を含めて、労職闘争の重要性等についての挨拶からはじまり、つづいて事務局次長の登氏より本講座の進め方、予定についての話が行わされた。最後に、振動病を題材とした映画「この痛みを知れ」の上映、そして、

それに伴い全林野大阪地本の金銅氏より、この映画を製作するに至った経緯、あ

る六月二十一日、大阪労働金庫本店(森ノ宮)においてこの闘争の歴史等についての報告がなされた。

本講座は、これから十一月三十日まで半年間にわたって続くわけであるが、事

務局としては受講者、講師の方々、あるには関係諸氏の協力のもとに、昨年以上の成果をあげるべく努力す

る決意である。

### 阪南

## 笠翁判 会社側証人全面否定の証言

去る六月十五日、タンニン酸中毒による肝障害で会社を相手取つて裁判している笠氏の十一回法廷が開かれた。前回で笠氏本人の証人尋問を終り、今回からは被告日本転写紙株式会社が申請した証人の尋問が始まつた。

今回は、笠氏と同郷で若い頃は友達でもあつた村田氏に対する主尋問と反対尋問が行われた。村田氏は現在、日本転写紙株式会社の生産課長になつており、笠氏の入社当時も残業代はきちんと支払われていた。労働もたいしてきつくなかったことと、また、転写紙用のノリを製造する際にタンニン酸の入つたノリが夜服に付着したり、口の中に入ることをめつたになかつたことを述べ、笠氏の証言を全

面的に否定する証言を行つた。

とがはつきりわかるような失態もいくつかみられた。

しかし、反対尋問の時に原告訴代理人に聞かれもし

次回第十二回法廷は七月二十九日、午後一時、大阪地裁六〇九号である。

注意されるなど、被告会社

で証言の練習をしてきたこと。

## 大阪西 安全センター事務所開き 決意も新たに乾杯

去る六月三日、大阪市西区の新事務所において「事務所開き」を行つた。当日は、安全センター役員、会員をはじめ約五〇名の参加者があり部屋がいっぱいになつた。組織再編時の昨年春に比べ、会員団体もかなり増え、会員どうしの交流もみられるなど、にぎやかな事務所開きとなつた。

今回の事務所移転の目的

で証言の練習をしてきたこと。

いのちとくらしを守る会

勤めている企業は従業員と

羽曳野事務所では労災未加

入の零細企業に働く労働者

の急性心不全の問題にとり

くんでいる。

Sさんは、波板鉄板を製

造する会社の運送部門の下

請として入つていた零細企

業の従業員で、去る八〇年

七月二十四日に、大阪から舞

鶴に鉄板を運送して、納入

先の鉄工所で鉄板を運搬中

に急性心不全で倒れ死亡し

た。しかしながらさんの

ものとに、これから安全

員の挨拶にもあつたように、

センターの運動一労職闘争

「労災職業病を撲滅する闘

の強化を誓い合い、事務所

いは極めて重要な位置を占

めてきている」という確認・

この間、事務所の混乱を

完了しました。

さけるため数週間の移転期

間をもちましたが、去る六

月二〇日、すべての移転を

開きを終えた。

12

## 阪南 労災としてとり組み進む

いのちとくらしを守る会 勤めている企業は従業員と

してはらさん一人しかおら

ず、労災保険にも未加入で

あつたため、労災申請をす

ることができずに今年五月

になつていのちとくらしを

守る会に相談があつた。

同会より関西労働者安全

センターにも協力要請があ

り、現在、労災保険の加入

をさかのぼつて適用できる

かどうか、急性心不全死と

労働との因果関係について

の調査を行つてゐる。

# 大阪

## 岩佐訴訟

### 原告からハ名の訴人申請

岩佐訴訟を支援する会

五月二十四日、岩佐訴訟控

訴審第五回法廷が大阪高裁

二〇二号法廷で開かれた。

今回の法廷では、被告日

本原電側より第二回準備書

面が提出され、次回から証

人調べを開始することが決

定された。被告準備書面で

は、一審で完膚なきまでに

打ち消され、判決でさえ否

定した土屋鑑定を持ち出さ

れている。また、原告側か

ら八名の証人申請が行われ、

次回第六回法廷では、「放

射線皮膚炎」の診断を下し

た主治医田代医師の尋問が

行われることが決定した。

五月二三日の反核東京集

会に四〇万人集まるという、

た。同団結学校は大阪支部

反核運動の高まりの中で、

原子力産業界も原発推進の

意味をこめて、反核(兵器)

声明を発表するなど、原発

問題がまた新しい焦点とな

る。支援する会では呼びかけ

てある。

十一日の学習会には安全

センター事務局長復本が講

師として出席し、安全セン

ターの歴史、労災職業病問

題に関する法規、港湾、

運送に発生する職業病の特

徴、とりくみの初步知識等

について、約一時間半にわ

たって講演した。特に、具

体的な問題についての関心

は高く、「健康保険でしば

らくかかっていても労災に

切り換られるのか、まだど

うすればよいのか」等の質

問が、終了後も続いた。

安全センターとしても、

こうした基礎学習会を今後

特に広はんに組織する必要

があるだろう。

りつつある。

次回から始まる証人尋問には、より多くの傍聴を呼びかけ、裁判を大衆的な監視の下におこうと岩佐訴訟

している。

# 南泉

## 定時制高校で特別授業「労災問題」

### —府立佐野工業高校—

六月十八日、大阪府立佐野工業高校（泉佐野市）定時制課程の特別授業として「労働災害について」がとりあげられ、講師として南労会松浦診療所の松浦医師及び安全センターの榎本が出席した。

同校では毎年一回、社会学習としてこのような企画をとり入れているが、今回、労災職業病問題がテーマとされたのは、同校に学ぶ学生が昼間働く中で労災事故が相当に多発しているという認識に基くものである。

実際につきこの直前におこなわれたアンケート調査によつても、二年生のクラスの半

### 南大阪

## 港の安全パトロール実施さる ・全港湾大阪支部安全衛生委員会

数が被災経験があるなど、かなりの高率に上っていることや、ほとんどのケースと腰痛につき、職業病発生

全港湾大阪支部安全委員会のパトロールは毎年行わされているが、今回のパトロールは健診の有無と健診後の処理を中心に点検を行つた。

安全委員会として、七、八年から自主検診活動を行つてゐるが、松浦診療所を利用して健診を完全に行

が健保等で処理されていることが明らかになつてゐる。当日は榎本の方からは、労働災害として認定を受けることの意味や、具体的な手続きについて、また、松浦医師からは、主にじん肺と腰痛につき、職業病発生

の闇いを更に強めなければならぬ。今回のパトロールを通しても食堂、詰所、休養施設など福利厚生施設も不充分であり、作業場の倉庫も採気、採光が改善されつつあるとはいえ不充分で、前進であるがまだ一部であり、全般的には不充分といつてきつつあることは運動の現場に安全衛生委員会が組織されていないところもわざるを得ない情況である。多くあり、今後さらに、支部安全衛生委員会の活動を大衆化し、職場末端にまで拡げていかねばならない。

のメカニズムをスライド等を含めて説明が行われた。また安全センターとして、題について、学校から家、職場から学校の間につき通し、改善を求める運動の必要性を特に訴えた。

# 五月の新聞記事から

五・一 個人的事情を無視した職場配転の無効を認め  
る(大阪地裁)

五・七 公害病(気管支ぜんそく)認定患者が病氣を  
苦に入院先の病院で自殺(西淀川)  
敦賀原電、五月四日の放射能漏れ事故を県  
に報告していなかつたことが判明

五・十 東京海上火災の少數派組合員に対し行わ  
れていた賃金差別に対し都労委が会社側に  
是正命令を出す

精密ハンダ作業(松下電子セラミック事業  
部)に従事している女性労働者が頸肩腕障  
害で労災認定  
七九年の作業員十六名が死亡した大清水ト  
ンネル(群馬)坑内火災事故で、前橋地裁は  
会社側役員三人に対し有罪判決  
大分沖でセメントタンカーとリベリア船が  
衝突、日本人船員一人死亡、五人不明

五・十二

損害賠償訴訟で東京高裁が物価上昇に見合  
う(年四%)インフレ加算を認める—日本の  
損害訴訟では初めて

五・十三 未熟児網膜症訴訟、また患者敗訴—浦和地  
裁、七一年当時の治療法の確立を認めず  
福井県が大飯原発増設のための事前調査受  
入れを決める

五・二〇 トランクが転落し運転者が下敷きになり死  
亡(平野)

五・二十四

反核東京行動四〇万人結集

大蔵省が厚生省に医療費二割削減を要請

五・二八 住友電工で働く従業員六人からの賃金差別  
の申し立てで、大阪地労委は会社側の不当  
労働行為を認め給与差額の支払いを命じる  
建造中貨物船で爆発事故、作業員ら七人が  
重軽傷(丸亀)  
五・二九 パートや家内労働者雇用の事業所で八割が  
労働法違反—行政管理庁調査

## 労災認定基準の批判

A5 261P 関西研究者交流会  
京大・阪大労災職業病研究会

労災職業病公害と闘う関西研究者交流会の三年間の活動——

送料三〇〇円(郵便手数料込)



# 労働安全衛生法を読む

## 元請企業の責任

建設・造船は特定事業に指定

(4)

### いわゆる元請責任について(二九二三条)

労災職業病の発生が中小の下請企業の労働者に多いという問題については、労働省が毎年発行する労働白書においても常に指摘されているところであり、特に下請関係が重層化している建設業の災害多発構造については、これまた通年的に言われ続けていることである。

我々はその基本的な立場として、労働者の組織された力による以外、これらの状況はおよそ突破しようがないという認識をもつてあり、法的な面において多少の改善があつても、根本的な解決にならないと考えてい。しかし、逆の言い方をすれば、組織された力の増大なくしては法規の改善は全くといくほどの望む

べくもないし、不斷に資本の都合のよう改悪されていくこともまたこれまでの歴史が示すところである。

現実に、関西経営者協会をはじめとする財界は、既に昭和四八年段階において、建設業等重層下請産業における労災保険のあり方にについて、

まず、第三条において一般規定と入方式に反対し、個別企業ごとの保険関係の成立を要求している。この要求は、今回述べる労働安全衛生における元請責任の完全な否定に連なることは明らかであり、大いに注意を要するところである。

さて、現行労安法は、安全衛生に責任をもつ主体として、特にいくつかの条文をさして元方事業者の責任を示している。これは労安法の一つの目玉にもなっている。つまり従来の労基法が直接の事業者、個々の雇用関係のみを対象としているのに對して、労安法では、労基法ではできないことをやりますと、法制定にあたって労働省の口実にもなったところである。その概略を示すと以下のようになる。

まず、第三条において一般規定として、「建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施行方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない」(三条三項)と述べるところから始まっている。ただし、これには罰則がなく精神的な規定である。

次に「同一の場所」で自らも仕事を行う元方事業者に対して労災防止責任を課している(二九条)。つまり請負関係の最高段階の事業者に対して、その会社が名義だけでなく実際に現場で仕事をしている場合(例えば監督として)に限って、その責任を明示している。ただしこの場合も罰則がなく、一般的な規定であることは三条の場合と同じである。

そして、請負関係が特に重層化している建設業と造船業についてはこれを「特定事業」と指定し、ここにおける元方事業者(特定元方事業者とこう)に対しても罰則付きで、いくつかの事項を義務付けている(三十一条—①協議組織の設置及び運営、②作業間の連絡調整、③作業場所の巡視、④関係請負人の安全衛生教育への指導援助、⑤その他必要な事項)元方事業者に対する直接の規定はこの五項目につきるが、これとは別個に、三一条は「注文者」の責任を規定していく。これも特定事業の場合に限られるが、これは請負関係の最

高の地位にある元方だけでなく、仕事の一部を下請させるすべての事業者にそれぞれ課されている一般的な義務である。これは罰則付きであり、義務である。これは罰則付きであり、第三には、造船、建設の特定事業者ににおいてさえ、いわゆる元請会社自働安全衛生規則六四四条～六六二条において、例えば、足場板についての措置、クレーン等についての措置といふように具体的に定められているのである。

## 罰則少なく

### 抜け穴だらけの法規定

とくに、以上がいわゆる元請責任の根拠となる労安法による規定の枠組であるが、いくつかの問題を指摘することができる。

第一には建設造船業以外の場合に

おいては罰則付きで強制するような元方事業者に対する義務が全くないことである。三一条と二九条に一般的な規定があるものの、元方事業者の安全サボで災害が発生しても、労基署はこれに対して強い行政措置が行

えず、ピント外れとも思われる末端下請事業者の責任追及に終始する可能性が大きいことである。  
第二には、造船、建設の特定事業者ににおいてさえ、いわゆる元請会社自働安全衛生規則六四四条～六六二条において、例文者一般としての責任は極めて限られている問題である。つまり、注文者一般としての措置、クレーン等についての措置といふように具体的に定められているものの、これは請負関係の最末端のみが責任を免れるのみで、あとは全て平等に責任を負うものであり、元方を対象としているのは唯一、三十一条にある五項目のみである。しかも、その内容は協議組織、連絡調整等であるため、実際には違反があつてもその立証が極めて難しく、罰則はあってもその有効性は疑わしいといえる。

示に従わなかつたことをもつて罰則の適用といふのはいかにも酷であり、災害原因を労働者の行動に求める不注意論は労安法の中にしつかりと腰をすえているわけである。

## 元請責任追及は

### 労働者自身の力しだい

以上概略を示したように、現行の労安法による元請責任は労働省の自画自賛とは裏はらに、少くとも刑事責任追及というような強制力という

観点からは極めて弱く、逆にその分下請や労働者への責任転嫁の強いものとなつてゐる。しかし、曲りなりにも一般規定を含め元方事業者の責任についての明示は、労災発生に際しての民事責任追及にあたつては、我々がこれを有利に活用することは十分に可能である。実際に判例においても、多くが実質的な指揮命令關係を基に元請の責任を認めてきており、特に特定事業においてはよりはつきりしている。

関経協等がむきになつて巻き返しをねらうゆえんもこのあたりにあるのである。先に述べたように、元請の責任がどこまで問えるかは基本的

には労働者自身の組織された力であり、法の実効力もその反映であることを忘れてはなるまい。

安全センターは発足時より数えて九年弱、組織再編より一年以上が経過しました。

安全センターも発足時より数えて九年弱、組織再編より一年以上が経過しましたが、労災職業病闘争は労働者の基本的権利を守り、向上させる闘いとしてますます重要なものとなつてきています。また運動を担う主体的な力も除々にではありますが充実してきていると確信しております。

## 1982年 夏期カンパへの御協力のお願い

安全センターでは今年度の今年度の方針として地域連絡所設置を掲げており、またその体制を推進すべく事務所を大淀区より西区に移転しました。更に昨年以来の針灸治療制限との鬭いは、今年に入り一段と厳しいものとなり、この七月頃が最大の山場となつていています。これら一連の運動を本格的に前進させ、体制を強化するためには、どうしても財政的な裏付けが必要でありますが、現在の当センターでは残念ながら不十分に過ぎることは事実であります。毎年のお願いでもことに恐縮ではあります、趣旨御理解の上、八二年度夏期カンパへの御協力を訴える次第であります。

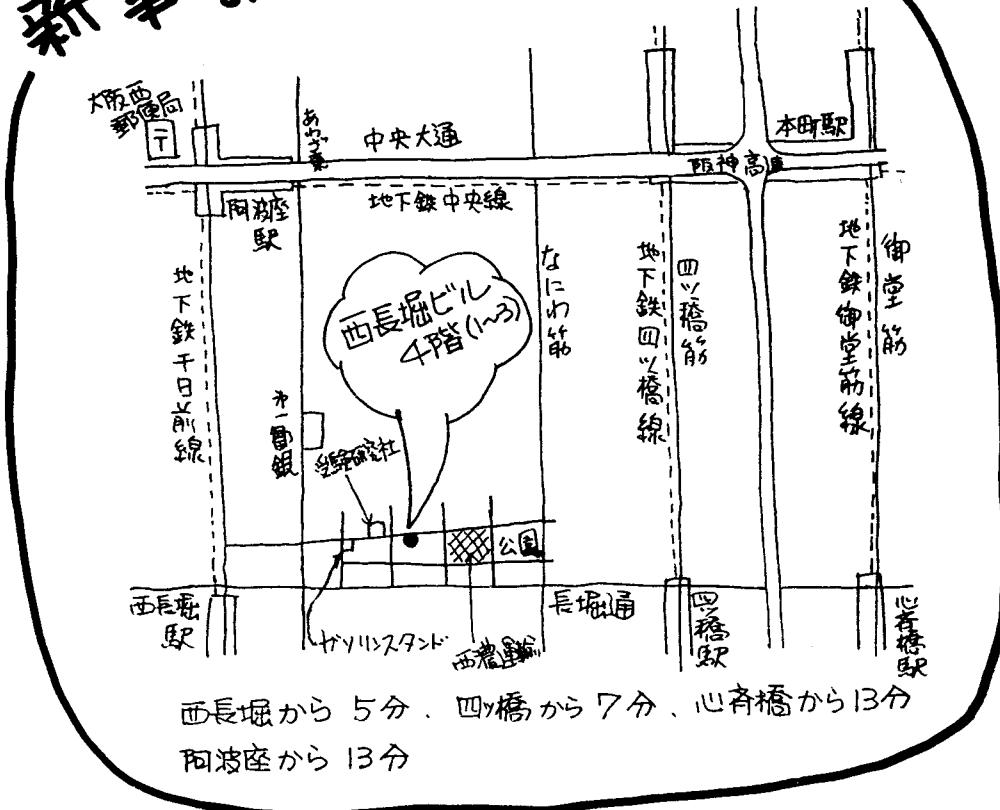
昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

〔関西労災職業病〕

6月号（通巻第98号）昭和57年6月20日発行

（毎月一回20日発行）

# 新事務所のご案内



■表紙写真／6.22第二期講座開講、前線から(11頁)参照

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127  
大阪市北区天満橋3-5-28